

○山梨県警察職員の旅費支給に関する訓令の運用方針について

〔平成25年10月1日〕
通達（会出）第101号

第1 運用上の留意事項

1 第1条の2関係

「事故のため委任を受けた旅行命令等の権限を行うことができない場合」とは、病気又は長期にわたる出張等のため、旅行命令等に関する事務の執行ができない場合をいい、短時日空席にするからといって代理者がその権限を行使すべきものではなく、旅費の支出に支障を来さない場合においては、可能な限り旅行命令権者に連絡してその命令によることとし、旅行命令簿の認印については、後日これを受けるなどの方法をとるものとする。

2 第2条関係

「公務上の必要その他特別の事情」の個別事案の判断は、その都度、総務室会計課に協議すること。

3 第3条関係

支給対象期間は、研修等が開始される日から終了する日までとする。ただし、研修等が開始される日の前日に研修所等に宿泊する必要がある場合又は研修等が終了する日に在勤公署に帰ることができず当該研修所等に宿泊する場合は、別表第2に該当する定額を支給する。

4 第5条関係

「(私用のものを含む。）」とは、山梨県警察職員私用自動車の公務使用要領（平成21年7月7日付け、通達（務装）第30号）に定める私用自動車をいう。

5 第6条関係

「県外を通過点として旅行する場合等」とは、次に掲げる場合をいう。

ア 県内の目的地へ行くために県外を通過する場合

イ 交通部高速道路交通警察隊の隊員が、隣接都県との権限行使に関する協定等に基づき県外における交通の取締り等のため旅行する場合

ウ 在勤公署から半径12.5キロメートル未満の県外の目的地へ旅行する場合

6 第7条関係

(1) 「公用の施設」とは、国又は地方公共団体の所有する施設（例えば警察学校の生徒寮、小学校の体育館等の施設をいう。）、借り上げて使用している施設等をいい、宿泊のための料金を

要しない施設である。

- (2) 「その職務」とは、徹宵勤務をいう。
- (3) 2 暦日にまたがる勤務を正規の勤務とする職員が通常の勤務として旅行する場合については、宿泊料を支給しない。
- (4) 在勤公署以外の地で宿日直の勤務に就くための旅行については、宿泊料を支給しない。

7 第 8 条関係

- (1) 「公設宿舎」とは、山梨県公有財産事務取扱規則（昭和 3 9 年山梨県規則第 1 3 号）に規定する公有財産台帳に登録されている宿舎等に限るものとする。
- (2) 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ定額を支給するものであり、あくまで「赴任を命ぜられた」ことが支給の条件になるものであるが、警察の特殊性から赴任以外の配置換えによっても移転しなければならない場合があるので、配置換えにより公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを特に命ぜられた場合は、第 8 条第 1 項の移転料と同額が支給できるものとする。

8 第 9 条関係

本県が手配した第一種指名手配被疑者を他の都道府県警察職員が護送した場合は、本県の職員の旅行の例に準じて計算した額を支給する。

第 2 実施年月日

この通達は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から実施する。